

羽曳野市立古市南小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立古市南学校

令和5年

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

学校は、何をおいても優先しなければならないことは、子どもの生命を守り人権を守ることである。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに重大な人権問題である。いじめは、いじめる側（加害者）、いじめられる側（被害者）だけの「個別の問題」ではなく、はやし立てたり、面白がって見ていたりする子ども（観衆）や見て見ぬふりをする（傍観者）を含めた「集団の問題」である。すなわち、在校児童全ての児童の人権にかかわる重大な問題である。また、いじめは、いつでも、どの学校でも起こりうるものであることを認識しておかねばならない。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童や保護者の気持ちに寄り添い、児童や保護者の気持ちの救済を第1に考え、親身になって相談に応じることが大切である。その共通認識した教職員の姿勢と取り組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することにつながり、ひいては、校内にいじめは許さないという意識を浸透していくものであると考える。

そのためには、学校として全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身、児童一人ひとりを多様な個性を持つ、かけがえのない存在として尊重し、個々の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立った指導を徹底することが重要となる。さらに、教職員自身が、研ぎ澄まされた人権感覚と人間関係づくりのスキルを身につけること、そして学校全体で取り組むことが求められていることを認識しなければならない。

一方、学校だけで全てが解決できる課題でないことも認識しておく必要がある。児童は、家庭、地域、学校の中で育まれていることから、保護者、地域の方々、教職員、関係諸機関が協働し、いじめに対する高い意識を共通理解する必要がある。このことを校区全体に広め、いじめを許さない古南小校区の地域教育文化を確立しなければならない。

古市南小学校の教育目標は「未来をたくましく生きる子どもの育成一笑顔あふれる学校一」としている。目標に向かうためにめざす子ども像として、「思いやりのある子」「たくましく生きる子」「よく考える子」の三つを掲げている。「徳」「体」「知」の三つの力をバランスよく育ていくことで、よく考え、正しく判断し、様々なことに対して自分から取り組もうとする「心の体力」のある子を育てていこうと考えている。

教育目標に基づき、児童が安心・安全に通い、学びあえる学校づくりを一層構築するために、ここに羽曳野市立古市南小学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団または個人によって無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、意志に反することをさせられたりする（強要）
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを言われたり、書きこみをされたりする
- 持ち物への落書き、いたづらをされる等

3. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名

〔いじめ対策委員会〕

②構成員

校長・教頭、首席、生指・研修部長、人権・健康教育部長、養護教諭、当該児童担任

③役割（□印はいじめ対策委員会が中心となる）

- | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|------------|---------------------------------------|
| ア | 学校いじめ防止基本方針の策定 | （人権・健康教育部） | |
| イ | いじめの未然防止 | （全教職員） | |
| ☒ ウ | いじめの対応 | | 被害者への手当（支援）
加害者の指導と支援
周りへの指導と支援 |
| エ | 教職員の資質向上のための校内研修（生指・研修部） | | |
| オ | 年間計画の企画と実施 | （人権・健康教育部） | |
| カ | 年間計画進捗のチェック | （人権・健康教育部） | |
| ☒ キ | 取組みの有効性の検証 | | 保護者への説明 |
| ク | 学校いじめ防止基本方針の見直し（人権・健康教育部） | | |
| ☒ ケ | いじめ事象への教育方針・方策 | | |

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

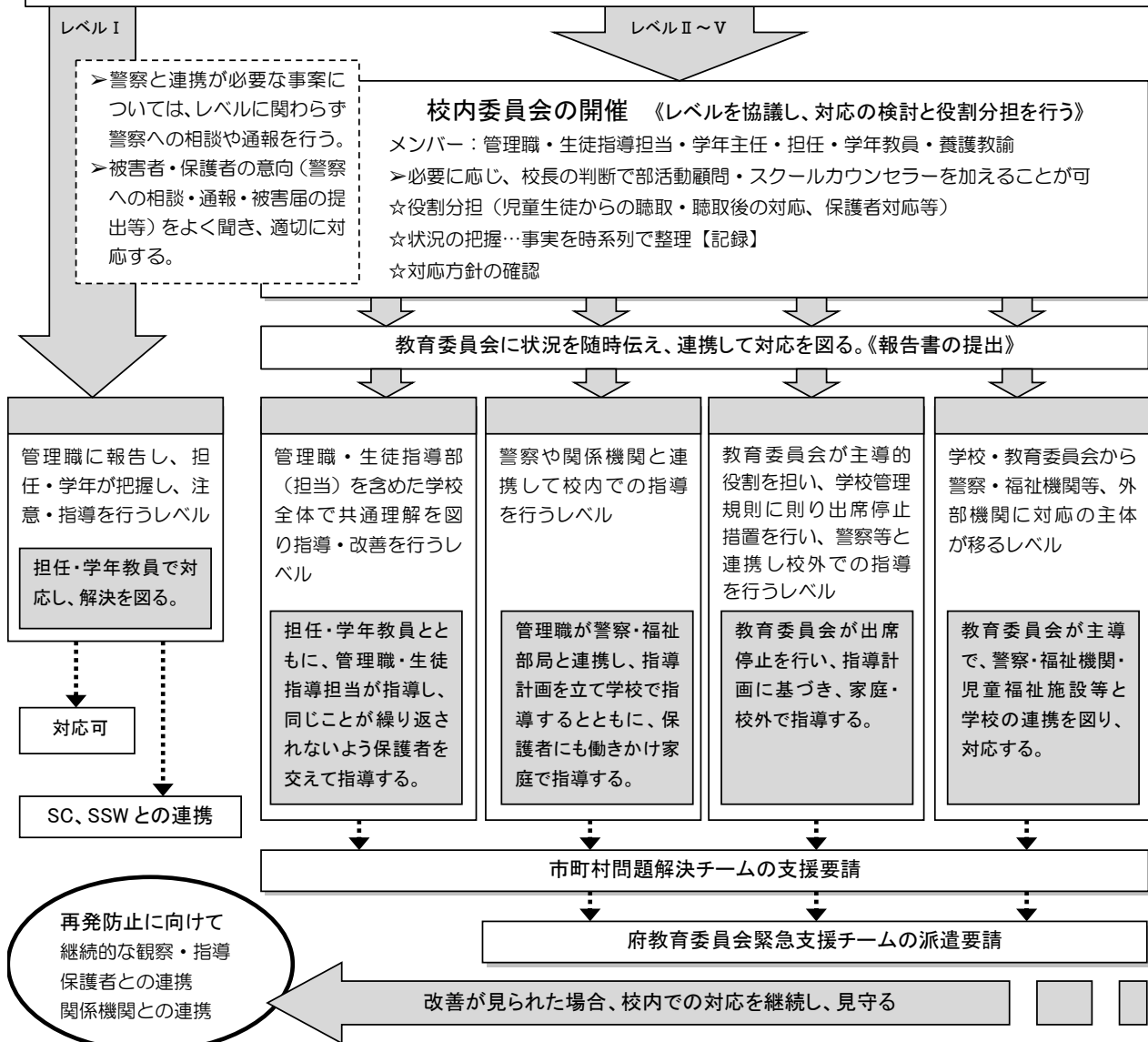
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

4. 年間計画

古市南小学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	4 年
4 月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)
5 月	クラスづくり 遠足での集団行動活動 道徳科での授業	クラスづくり 遠足での集団行動活動 道徳科での授業	クラスづくり 遠足での集団行動活動 道徳科での授業	クラスづくり 遠足での集団行動活動 道徳科での授業
6 月	学校アンケート いじめアンケート 道徳科での授業	学校アンケート いじめアンケート 道徳科での授業	学校アンケート いじめアンケート 道徳科での授業	学校アンケート いじめアンケート 道徳科での授業
7 月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会(家庭での様子 把握) 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会(家庭での様子 把握) 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会(家庭での様子 把握) 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会(家庭での様子 把握) 道徳科での授業
9 月	道徳科での授業 運動会に向けて集団作り	道徳科での授業 運動会に向けて集団作り	道徳科での授業 運動会に向けて集団作り	道徳科での授業 運動会に向けて集団作り
10 月	道徳科での授業 遠足での集団行動活動 運動会での集団行動活動	運動会での集団活動 道徳科での授業 運動会での集団行動活動	運動会での集団活動 道徳科での授業 運動会での集団行動活動	運動会での集団活動 道徳科での授業 運動会での集団行動活動
11 月	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業
12 月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会 (家庭での様子の把握)
1 月	道徳科での授業	道徳科での授業	道徳科での授業	道徳科での授業
2 月	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業
3 月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 道徳科での授業

	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	生活指導部会(年間計画の確認、問題 行動調査結果を共有) 職員会議(状況報告と取組みの検証) 始業式での話
5月	クラスづくり 道徳科での授業	クラスづくり 遠足での集団行動活動 道徳科での授業	生活指導部会・全体集会 職員会議(状況報告と取組みの検証)
6月	学校アンケート いじめアンケート 林間学舎での集団行動	学校アンケート いじめアンケート 道徳科での授業	生活指導部会・全体集会 職員会議(状況報告と取組みの検証)
7月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会(家庭での様子 把握) 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会(家庭での様子 把握) 道徳科での授業	生活指導部会・終業式での話 職員会議(状況報告と取組みの検証)
9月	道徳科での授業 運動会での集団行動活動	道徳科での授業 運動会での集団行動活動	生活指導部会・始業式での話 職員会議(状況報告と取組みの検証)
10月	運動会での集団活動 道徳科での授業 運動会での集団行動活動	運動会・連合運動会での 集団活動 道徳科での授業 修学旅行に向けて	生活指導部(状況報告と取組みの検 証)・全体集会 職員会議(状況報告と取組みの検証)
11月	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 修学旅行での集団行動活動 道徳科での授業	生活指導部(状況報告と取組みの検 証)・全体集会 職員会議(状況報告と取組みの検証)
12月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人懇談会 (家庭での様子の把握)	生活指導部(状況報告と取組みの検 証)・終業式での話 職員会議(状況報告と取組みの検証)
1月	道徳科での授業	道徳科での授業	生活指導部(状況報告と取組みの検 証)・始業式での話 職員会議(状況報告と取組みの検証)
2月	いじめアンケート 道徳科での授業	いじめアンケート 道徳科での授業	生活指導部(状況報告と取組みの検 証)・全体集会 職員会議(状況報告と取組みの検証)
3月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 道徳科での授業	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 道徳科での授業	生活指導部(年間の取組みの検証)・ 修了式での話 職員会議(状況報告と取組みの検証)

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、毎月定例の人権・健康教育部会を開催し、事例を含めた具体的な子どもの現状報告を行う。また、取り組みが計画どおりに進んでいるかについての意見交換を行い、具体的な方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

6. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員の資質向上のために以下のことを行う。

- ①人権感覚育成のために毎年1回外部講師を招聘する等、校内研修を行う。
- ②学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- ③児童アンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策をいじめ対策委員会で協議する。
- ④校内授業研においては、教科指導だけではなく、集団づくりや人間関係づくり、居場所づくり等の観点も討議の柱の一つとし、総合的な学習、道徳、特別活動の授業公開も積極的に行う。
- ⑤各学級での課題を担当だけで取り組むのではなく、学年教職員集団や学校全体で共有化し、常に学年としてや学校として取り組みを推進することでOJTを活性化させる。

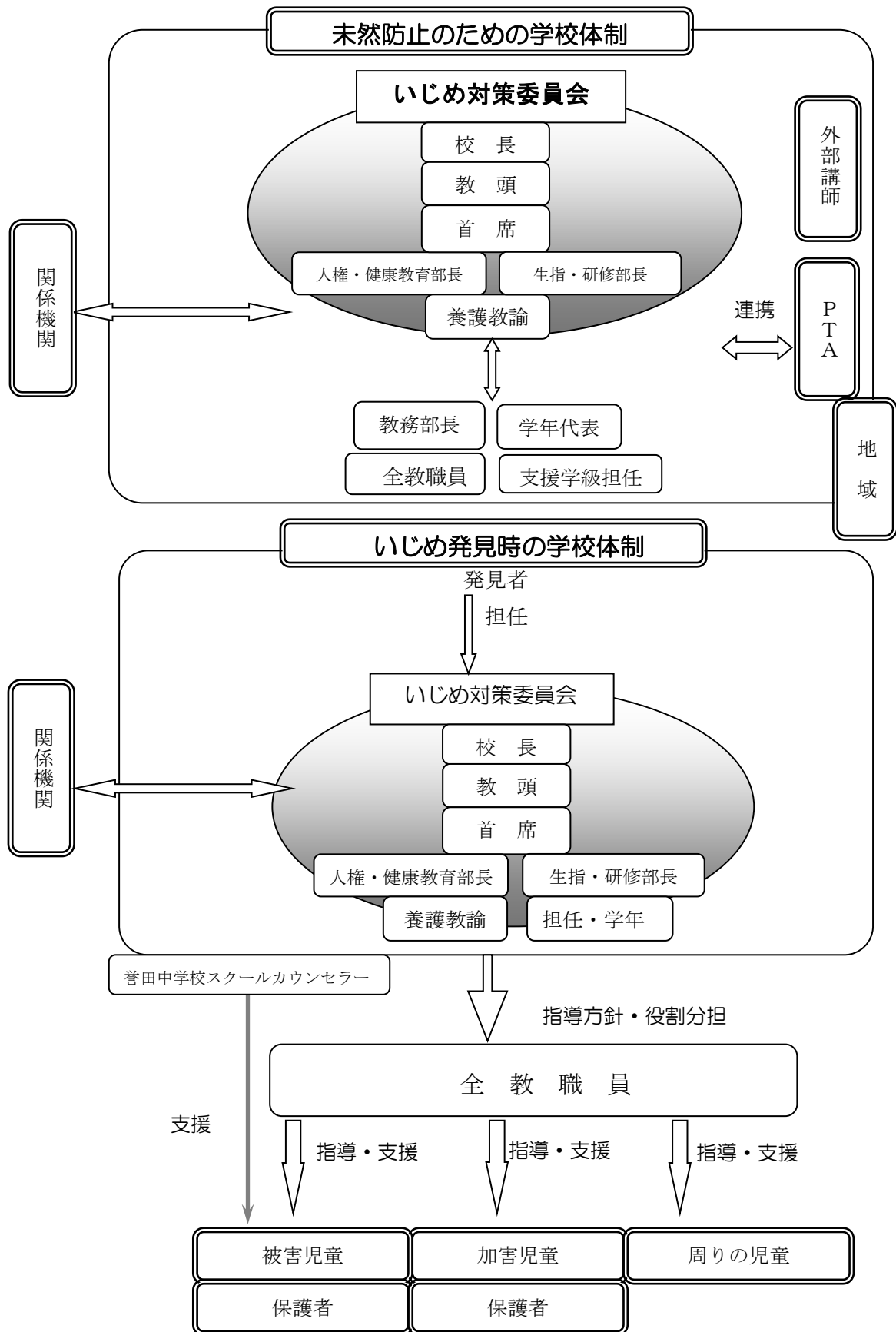
第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校は、誰もが安心して学びあえ、誰もが居場所のある場所でなければならない。そのことを基盤として、人権に関する知識・理解及び、他者・少数者・弱者への想像力と人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通理解をもって、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを、計画的に実践していく必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【指導体制・教育相談体制】



2. いじめ防止のための取組み

(1) 平素から教職員に、いじめについての共通理解を図るため、1人で抱え込まず、学年、学校として情報の共有を行うものとする。また、研ぎ澄まされた人権感覚を身につけるために校内人権研修や自主的な研修を積極的に行う。

(2) 児童に対しては、自己有用感や自己肯定感、感情移入力を身につけさせる取り組みを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、各教科、道徳、特別活動、総合的な時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、児童の育みを総合的に推進する。

(3) 指導上の注意としていじめが生まれる背景を踏まえ、常に児童に寄り添い、児童の気持ちに働きかけ、児童が納得する指導を行う。また、児童一人ひとりが活躍できる場面づくりや人間関係づくりを積極的に推進する。

分かりやすい授業づくりを進めるために、校内授業研において授業公開を1人1回以上行い、授業改善や教職員のスキルアップを行う。

結果的にいじめを助長してしまうような教職員の不適切な認識や言動や対応等、誤った指導がないように、教職員は常に指導方法を振り返り、スキルアップに努めるものとする。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていて児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多いことを教職員が自ら認識する必要がある。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しい状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することも認識する必要がある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に助けを求めるサインがある児童の切なる訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が必要である。

2. 早期発見のための取組み

(1) 実態把握の方法として、学期毎に児童アンケートをとり、児童の声を聞くとともに、気になる児童に対しては、丁寧な聞き取りを担当が行う。また、アンケートを取る前に担当がいじめについての講話を行い、学校としての気づきやチェックを行うきっかけとする。

(2) 教職員自身が常に学級児童・学年児童の状況を把握するとともに、保護者や地域住民から情報提供してもらえ信頼関係を築くために、PTAや地域の関係諸

団体にいじめに対する学校としての考えを発信する。

(3) 同じ学級、同じ学年の児童からの情報提供や相談事案に対しては、教職員は常に児童に寄り添い丁寧に相談を受けることを大切にする。

(4) 校長自らが、児童・保護者・地域に対して、いじめを許さないメッセージを発するとともに、全児童の顔と名前が一致し、常日頃の一人ひとりの状況を知るように努め、保護者から安心して相談される状況をつくり出す。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童や保護者の気持ちの救済を第一に考え、迅速かつ正確な聞き取りを行い速やかに解決する。特にいじめにあった児童への聞き取りは、二次被害を絶対に起こさないことを最優先する。そして、安心して学校に登校できる状況を可能な限り早急に整備する。いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

また、ケースにより外部機関とも連携することを考える。

2. いじめ認知後における取組み

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけ等、いじめの疑いがある行為を発見した場合、その場で、その時すぐに発見した人が、まずその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えが合った場合には、真摯に傾聴し、全教職員で事象の共有化を図る。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は1人で抱え込まず、速やかに学年教職員及び生指・研修部長と管理職に報告し、事実関係の把握のため、情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止・対策のための組織であるいじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって複数で速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会から指示を受ける。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ませるのではなく、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、いじめられて

いる児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市こども家庭支援課の協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに必ず複数教職員で対応する等の配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を正確に報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市こども家庭支援課の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛に加えて、孤独感・孤立感を強めるものであることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許

さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見の異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

第5章 その他の取組み

・いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

毎年5月のPTA総会やHPで、このいじめ防止基本方針について周知し、いじめのない人権を尊重する学校をめざす。